

基礎研 レポート

韓国における成年後見制度の導入背景及び制度の概要

—日本の先例から学ぶ成年後見制度の施行における課題—

生活研究部門 研究員 金 明中
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

1—はじめに

2011年2月¹、韓国の国会では成人年齢の引下げや成年後見制度の導入を骨子とする「民法一部改正法律案」が可決され、2013年7月から成年後見制度が施行されることになった。

韓国では高齢者に対する政府の支援を拡大する目的で日本の介護保険制度の影響を受けた老人長期療養保険制度を2008年7月から実施しているが、成年後見制度の実施は財政や人材確保、そして制度改善の課題が残っていると判断し、先送りされてきた。

しかしながら、高齢者や障がい者の増加とともに、高齢者福祉や障がい者の人権に対する国の責任の重要性について社会的関心が高まり、これ以上制度の導入を先送りすることが難しくなった。また、現在の民法は行為能力および後見制度における保護の範囲を財産的法律行為に限定していることや、「禁治産」や「限定治産」等の否定的用語を使用することにより、利用者本人や家族の意思や名誉が尊重されていないという点が問題点として指摘されてきた。

韓国で成年後見制度が施行されるまでに約1年という期間が残っている。韓国政府は制度の円滑な施行のためにマニュアルの作成や後見人の養成などを準備しているが、まだ解決すべき問題点は山積している。韓国政府は日本を含めてフランス、イギリス、ドイツなどすでに成年後見制度を施行している諸外国の制度を研究しながら成年後見制度の骨格を作ってきたが、その中でも韓国の制度形成に最も影響を与えたのは日本の制度である。その理由は最近導入された老人長期療養保険やそれ以外の社会保障制度が日本の制度を研究して作られたからである。従って、今後も韓国政府や政策立案者は日本の成年後見制度の動向に注目しながら、韓国の制度を築き上げていくことだろう。

本稿ではまず、2013年7月から施行される予定の韓国の成年後見制度の導入背景や制度の内容、特徴などを説明してから、韓国より約13年も早く導入された日本の先例を参考に成年後見制度の施行における課題について論ずる。

¹ 2011年2月18日国会本会議、221人出席中220人賛成で可決

2—成年後見制度の導入背景

1 | 人口高齢化や認知症高齢者の増加

2000年に高齢化率7.2%で高齢化社会に突入した韓国では出産率の低下や平均寿命の上昇などが原因で早いスピードで人口高齢化が進んでいる。2010年の韓国の高齢化率は11.3%で日本の23.1%に比べるとまだ低い方であるが、高齢化のスピードが速く、2018年には高齢社会に突入し、さらに2050年には高齢化率が38.2%になり、日本と同じ高齢社会になることが予想されている。

高齢化の増加とともに認知症高齢者も増加し、2010年現在の46万9千人(対高齢者比8.8%)から2050年には現在の5倍弱である212.7万人(対高齢者比13.2%)まで増加すると推計されている²。

また、障がい者数は1995年の1,028,837人(対人口比2.37%)から2008年には2,137,226人(対人口比4.59%)まで増加した³。特に、最近では精神や知的障がい者が増加しており、彼らの権利を保護するための法的な措置が市民団体などにより強く要求されてきている。

図表1 韓国での認知症高齢者数の推移

	2008	2009	2010	2020	2030	2040	2050
高齢者	5,016	5,193	5,357	7,701	11,811	15,041	16,156
認知症高齢者	421	445	469	750	1,135	1,685	2,127
認知症高齢者の対高齢者比	8.4	8.6	8.8	9.7	9.6	11.2	13.2

単位: %、千人

資料出所) ソウル大学病院(2009)「2008年全国認知症有病率調査」

韓国における成年後見制度の導入に関する本格的な議論は2005年から始まっているが、制度の導入を積極的に主張したのは主に障がい児、特に知的障がい児を抱えている親であった。また、政府も知的障がい者や自閉症患者が急速に増加している中で、彼らに対する法的・制度的保護装置が不十分であることを認識して、成年後見制度の早期導入のため動き始めた。

では、なぜ日本のように介護保険制度と同時に導入されなかったのか。ご存知のとおり、日本では平成12年4月に介護保険制度がスタートし、利用者が事業者と「契約」し介護サービスが利用できるようになった。また、介護保険を補完し、判断能力が不十分で契約できない高齢者などを支援するために成年後見制度も同時にスタートした。すなわち、日本では高齢者の生活を支える「介護保険」と「成年後見制度」が「車の両輪」になって同時に動き始めたのである。しかしながら韓国では2008年9月に日本の介護保険制度に相当する老人長期療養保険制度を先に施行し、2013年から成人後見制

² 日本の認知証高齢者数は2002年現在約150万人(2002年高齢者数2,363万人の6.4%)で、2025年には約320万人まで増加すると推計されている。

³ 日本の障がい者数: 身体障がい者366.3万人(厚生労働省「身体障害児・者実態調査、平成18年」、厚生労働省「社会福祉施設等調査、平成18年」)、知的障がい者54.7万人(厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査、平成17年」、厚生労働省「社会福祉施設等調査、平成17年」)、精神障がい者323.3万人(厚生労働省「患者調査、平成20年」)

度を導入することになった。この理由としては、①制度施行のための準備期間⁴があまりにも短く、制度の整備および財源や人材の確保が難しかったこと、②高齢化が日本ほど進んでおらず、制度の必要性が日本ほど切実ではなかったことが考えられる。すなわち、前述したように韓国で成年後見制度が議論され始めたのは2005年からであり、老人長期療養保険制度が施行された2008年から制度を導入することは時間的制約から困難だったのである。また、成年後見制度が議論され始めた2005年や、老人長期療養保険制度が施行された2008年の高齢化率はそれぞれ9.1%と10.3%で、日本が介護保険制度を導入した2000年の17.3%より大きく低かったのである。

2 | 現行の行為無能力制度・後見制度による対応の限界性

1) 行為無能力制度の問題

民法では、判断能力の不十分な人のために行為無能力制度を規定している。行為無能力者（制限行為能力者）とは単独では完全に有効な法律行為をすることができない者（行為能力が制限される者）であり、民法では未成年者、禁治産者、限定治産者を行為無能力者として規定している。政府が行為無能力制度を実施している理由は二つである。一つは行為無能力者が単独で結んだ契約等の法律行為を取り消し、行為無能力者を被害から保護するためであり、もう一つはいつでも契約が取り消されるリスクがある行為無能力者と契約を結んだ相手を保護するためである。しかしながら、現行の行為無能力制度は次のような問題点が指摘されている。

- ①行為無能力者の宣告のために必要な精神能力の鑑定に高額な費用と時間がかかる
- ②本人がある程度意思を表明できる場合でも本人の意思は考慮されておらず、行為無能力者として宣告されると本人の残存能力や自己決定権が無視される。
- ③行為無能力者として宣告された者は、被選挙権はもちろん選挙権も認められておらず、数多くの法律で無能力者として分類される。
- ④行為無能力者として宣告されると、その内容が家族関係登録部に記載され、家族や本人を社会から隔離させる。
- ⑤行為無能力制度が行為無能力者より行為無能力者の財産を保護することを重視している。

このように既存の行為無能力制度は財産行為に対する行為能力を剥奪するか制限するかのみを目的にしており、実際に行為無能力者の残存能力を尊重することができなかつた。また、家庭裁判所の宣告内容は家族関係登録部の基本証明書に明記され、家族は制度の利用を躊躇することが多かつた。さらに、行為無能力者の宣告に対する請求が行われても、行為能力の剥奪や制限という判断に慎重を期した家庭裁判所は、行為能力に一定の制限のみがある人には簡単に行為無能力者の宣告をすることができなかつた。図表2は2000年から2006年までの禁治産及び限定治産の請求件数の宣告件数を示しており、請求件数が少ないことや近年に入って宣告率が低下していることが確認できる。

⁴ ドイツの成年後見法は制定に関する議論から民法の改正まで30年の時間がかかつた。

図表 2 禁治産者や限定治産者の請求件数や宣告件数の推移

単位：件、%

	請求件数	宣告件数	宣告率
2000	258	183	70.9
2001	323	176	54.5
2002	421	208	49.4
2003	433	250	57.7
2004	473	274	57.9
2005	529	291	55.0
2006	602	303	50.3
合計	3039	1685	55.4

資料出所) 最高裁判所「司法統計—司法年鑑」より作成

チェ(2012)⁵は、「現行の行為無能力者制度は、憲法 37 条に明示された個人の自律や自己決定を尊重することにより人間の尊厳性を実現させようとする精神に一致しておらず、精神障がい者の本人保護の理念や自己決定の尊重、そして残存能力の活用などの面で違反している」と現在の制度の問題点を指摘した。

2) 後見制度の問題

民法では、禁治産⁶者あるいは限定治産者⁷として宣告された者に対して後見人を選任するように規定している。既婚者が禁治産者あるいは限定治産者として宣告された場合には配偶者が後見人になるが、配偶者も禁治産者あるいは限定治産者として宣告された場合には直系血族⁸や3親等以内の傍系血族⁹のうち最近親者が後見人になる。直系血族や3親等以内の傍系血族が数人いる場合には直系血族のうち、最年長者が後見人になる。

しかしながら配偶者や近親などが後見人になる現行の後見人制度は、次のような問題点を抱えており、新たな成年後見制度を導入する必要性が生じていた。

- ①社会福祉機関などの法人が後見人になれない。
- ②高齢による能力の衰退により禁治産者あるいは限定治産者の宣告がされた高齢者の場合、その配偶者も高齢者であるので、後見人としての業務を担当することが難しい。
- ③配偶者を法律上の夫婦のみに限定しており、事実上の夫婦関係が破綻した場合に後見業務が困難である。
- ④年長者が先順位で後見人になることになっているが、被成年後見人が高齢者である場合、後見人が

⁵ チェユンヨン(2012)「成年後見制度の施行に従う被成年後見人支援法の必要性」成年後見定着のための連続セミナー、社団法人韓国成年後見支援本部

⁶ 心神喪失の常況に在る者で、一定の請求権者の請求により、家庭裁判所が禁治産宣告をした者。平成 12 年(2000)民法の改正とともに廃止され、成年後見制度へと移行。

⁷ 1999 年以前の日本の民法によって心神耗弱や浪費癖のために家庭裁判所から禁治産者に準ずる旨の宣告を受けた者。

⁸ 血族のうち、曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、曾孫というように、お互いに先祖と子孫の連なりにある者同士の間を直系血族という。

⁹ 兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこなど同じ始祖から分かれ出た血族。

被成年後見人より年を取っており、事実上の後見業務が不可能である。

⑤後見人を1人に限定しており、後見人の負担が大きい。

3——成年後見制度導入に関する民法改正

2011年2月18日の国会本会議で出席221人のうち220人の賛成により民法の改正案が成立し、2013年から成年後見制度が施行されることになった。本節では成人後見制度と関連する改正民法の主な内容や韓国における成年後見制度に特徴ついて説明する。

1 | 改正法の主な内容¹⁰

1) 成年後見・限定後見・特定後見制度の導入

現在の禁治産・限定治産制を廃止し、より積極的な社会福祉システムとも言える成年後見制度が導入・施行される。新しく実施される成年後見制度は、法定後見と任意後見に分類され、さらに法定後見は、①成年後見(事務を処理する能力が持続的に欠如している場合)、②限定後見(事務を処理する能力が欠如している場合)、③特定後見(一時的な後見あるいは特定の事務に関する後援が必要である場合)の3類型に区分する。

①成年後見

被成年後見人は基本的に本人の身上に関することに関しては本人が決めるが、自ら決めることができない場合には成年後見人が代理する。家庭裁判所はその代理の権限を決めたり、変更することができる。

成年後見人が被成年後見人を治療等の目的で精神病院等に隔離する場合には家庭裁判所の事前許可を得なければならない。被成年後見人が医療行為の直接的結果により死亡したり、重度の障がい者になるリスクがある場合には家庭裁判所の許可を受けることになっている。許可を得るための手続きにより医療行為が遅延し被成年後見人の健康に重大な障がいをもたらすことが懸念される場合には事後に許可を請求することも可能である。

成年後見人が被成年後見人を代理し、被成年後見人が居住している建物あるいは土地に関して売買、賃貸、専賞権¹¹の売買、抵当権の設定、賃貸借の解除、専賞権の消滅等の法律行為を行う場合には家庭裁判所の許可が必要である。

②限定後見

被限定後見人は原則的に有効な法律行為ができる行為能力を持っているが、家庭裁判所は被限定後見人が一定の法律行為を行う時には限定後見人の同意を得るように定めることができ、限定後見人の

¹⁰改正前の民法第4条では成年を満20歳と規定していたが、今回の民法改正により、一般的な成人年齢の基準は2013年7月から満19歳に引き下げられる。

¹¹一定の金額を不動産の所有主に預けて、一定期間その利子でその不動産を借ること。

同意を得ていない被限定後見人の法律行為は取り消すことが可能である。家庭裁判所は後見人に代理権を与える審判をしたり、変更することができる。被限定後見人の身上に対する決定は被限定後見人の状態により本人が決めるが、被限定後見人が決めることができない場合に備えて、家庭裁判所は限定後見人が被限定後見人の身上に関して決定できる権限の範囲を定めたり、変更することができる。

③特定後見

被特定後見人は、疾病、老齢、障がい、その他の原因による精神的制約により一時的後援あるいは特定事務に関する支援が必要な人で、能力の制限を前提せず一時的な支援が利用できるように特定後見制度を導入した。家庭裁判所は特定後見の審判により被特定後見人の財産あるいは身上と関連した特定の法律問題の解決のために関係者に特定行為を命じたり、不作為を命じる等の方法で事務処理に必要な処分ができる。また、特定命令により被特定後見人に助力する特定後見人を選任することが可能であり、被特定後見人の必要により特定後見人に特定事案に対する法定代理権を付与することができる。特定後見人が被特定後見人の債務を負担する法律行為を代理する時には被特定後見人の同意を得なければならない。

④任意後見

任意後見は、将来後見が必要な時に備えて本人の財産管理及び身上監護に関する事務のすべてあるいは一部を他人に委託することであり、契約の効力は家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから発生する。

2) 請求権者の範囲を拡大

成年後見制度の施行により請求権者の範囲も広がった。現行の「禁治産・限定治産制」にての請求権者は、本人、配偶者、四親等内の親族であったが、新しい成年後見制度では既存の請求権者に後見監督人や地方自治体の長が追加されることになった。

3) 行為無能力者（制限行為能力者）の能力を拡大

成年後見制度では行為無能力者の能力を拡大した。被成年後見人でも日用品の購入など日常生活に必要な行為や家庭裁判所で定めた行為は取り消せないようにした。限定後見を受ける人も家庭裁判所で後見人の同意を得るべき事項として特に定めていなければ、確定的に有効な法律行為として認めるようにした。また、特定後見を受ける人の法律行為はいかなる法的制約も受けないように設定した。

4) 被成年後見人の福利、治療行為、居住の自由等に関する身上監護規定の導入

後見人が被成年後見人の福利に対して幅広く援助ができるようにする一方、被成年後見人の身上に関する決定権は、本人にあるという原則や、後見人の任務遂行において被成年後見人の意思を尊重するように明示するなど被成年後見人の福利を実質的に保障するようにした。

5) 複数・法人後見人の導入及び同意権・代理権の範囲に対する個別的決定

従来は法定順位により親族の中から後見人を定めていたが、新制度では法定順位は廃止された。また、新制度では、家庭裁判所が被成年後見人の意思等を考慮し、後見人並びにその代理権及び同意権の範囲を個別に決定する。なお、従来は認められていなかった複数の後見人及び法人の後見人も選任できるようになった。

6) 後見監督人制度の新設

民法における後見人の監督機関として既定されている親族会を廃止し、その代わりに家庭裁判所が後見監督人を個別的に選任することができるようにした。後見監督人は後見人の事務を監督し、後見人がいなくなった場合には家庭裁判所に新たな後見人の選任を請求する。

7) 後見契約制度の導入

被成年後見人の事務処理能力が不十分な状況であるか不十分になり得ることを考慮し、財産管理及び身上監護に関する事務の全部あるいは一部を本人が希望する後見人に委託する内容の契約を締結することを可能にした。一方、後見契約は公正証書により締結し、その効力の発生時期を家庭裁判所が任意後見監督人を選任する時にするなど、被成年後見人の權益が保護できるように制度的装置を用意した。

8) 第三者保護のために成年後見登記を通じた公示

取引の安全を保護し、被成年後見人と取引をする相手である第三者を保護するため、後見契約等を登記させ公示させるようにした。

2 | 韓国における成年後見制度の特徴

1) 日本のような三類型を導入、特定後見は能力の制限を前提にしていない

韓国の成年後見制度はドイツやオーストラリアのような一類型ではなく日本やフランスのような多類型を採用している。特に韓国の制度は日本が「後見」、「保佐」、「補助」のような三類型を採用しているように、「成年後見」、「限定後見」、「特定後見」という三類型を導入することになっている。日本と異なる点は日本の制度が三類型すべてに能力の制限という前提を置いたことに比べて、韓国の制度は成年後見や限定後見のみ能力制限を前提にしており、特定後見は能力の制限を前提にしていないことである。

2) 医療行為の同意権を後見人に付与

日本では成年後見人に対して医療行為の同意権を付与していないが、韓国では医療行為の同意権を付与した。改正民法の第947条の2の第3項第1文では「被成年後見人の身体を侵害する医療行為に対して被成年後見人が同意できない場合には代わりに成年後見人が同意することができる」と規定することにより、医療的侵襲への同意を認めている。もちろん、医療的侵襲に関しては被成年後見人が一次的な同意権を持つが、それができない場合に家庭裁判所から権限が付与された成年後見人が同意をすることができる。但し、成年後見人に付与された医療行為の同意権は被後見人の生命や健康がよ

り悪くならないような医療行為に制限されるべきでると言われている。すなわち、延命措置の中断や臓器移植手術などは同意権の対象として含まれない可能性が高く、今後の議論や立法過程を注視する必要がある。

3) 社団法人韓国成年後見支援本部の設立

2013年7月から施行される成年後見制度の成功的な定着や専門的な成年後見人の養成や支援を目的に2011年6月に「社団法人韓国成年後見支援本部（以下、韓国成年後見支援本部）」が設立された。韓国成年後見支援本部は、日本の「社団法人成年後見センターリーガルサポート」のような団体だと言えるだろう。韓国成年後見支援本部が今後行う主な事業としては①成年後見制度や未成年後見制度に関する研究や教育、書籍の出版を通じた制度の定着や発展のための啓蒙活動、②被成年後見人の身上や財産保護のための成年後見、任意後見など各種後見活動および身上保護や財産管理関連事務の遂行、③後見人あるいは後見人候補者の養成や教育および指導監督、④後見監督人の養成や推薦および指導監督が挙げられる。

4—日本の先例から学ぶ成年後見制度施行における課題

1 | 成年後見制度を巡る不祥事の防止

日本では認知症などで判断力が衰えた高齢者らの財産を管理する後見人らが解任されるケースが増えている。成年後見制度の導入初期である2001年に51件だった後見人らの解任件数は2010年には2001年より5.6倍増加した286件になった。解任の主な理由は着服などの不正行為であり、近年では着服額が高額化し、刑事事件にまで発展するケースが相次いでいる。このように不正行為が増加している背景には、家庭裁判所が後見人を十分に監督できない現状がある。現行の後見制度では、後見人は家裁の許可を得ずに被成年後見人の財産を引き出すことが認められており、家裁には財産管理状況を事後的に報告すれば良いため、家裁が着服などの不正を未然に防ぐことは難しい。

最高裁は、続発する後見人の不正着服を防ぎ、成年後見制度の信頼性を回復する目的で2012年2月から「後見制度支援信託」を実施した。「後見制度支援信託」とは、被後見人の日常の生活費相当額を除いた資産を信託銀行に預ける制度である。被後見人に急な用件でお金を引き出す必要がある時には、後見人は家庭裁判所にその旨を申請し、家庭裁判所は支出目的と必要性を調査した上で許可を行う。そして、信託銀行は家庭裁判所の許可を受けて、必要額の払い戻しを行う仕組みになっている。但し、「後見制度支援信託」は、①信託銀行がある地域でないと利用が難しい、②利用するために手数料などの費用がかかる、③信託の対象となる財産は、金銭のみであるという課題もあり、利用の拡大のためにはより幅広い議論が必要であろう。

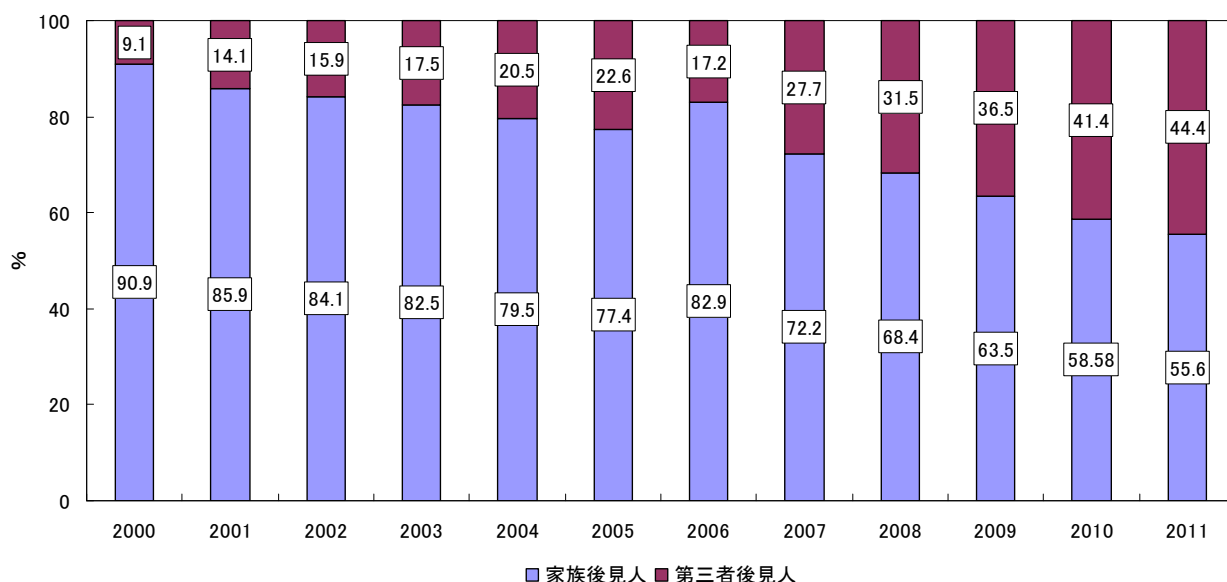
2 | 第三者後見人を選任しやすい制度の整備

成年後見制度の後見人は制度の施行初期には家族や親族が多数を占めるが、制度が定着し始めると、弁護士や司法書士など第三者後見人が増加するのが一般的な現状である。

日本でも成年後見制度を施行した2000年には配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族という家族後見人が後見人の90.9%を占めていたが、その割合は毎年低下し、2011年には55.6%まで下がっ

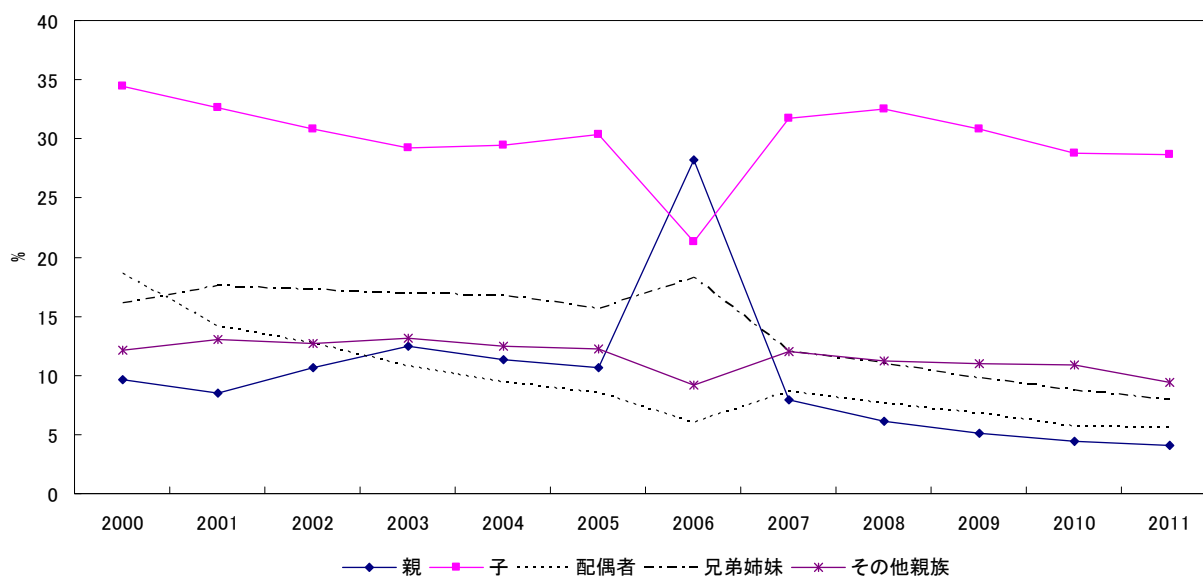
た。特に配偶者の減少が目立つ。一方、第三者後見人が全後見人に占める割合は2000年の9.1%から2011年には44.4%まで増加した。第三者成年後見人の中では法律等に詳しい弁護士や司法書士の増加が目立っている。このように第三者後見人が増加した理由としては①後見人の高齢化により、後見関連事務が担当できなくなったこと、②家族や親族後見人の不正着服が続出したこと、③後見事務に関する専門的知識が要求されたことなどが考えられる。

図表3 家族後見人と第三者後見人の推移



資料出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年度及び各年より作成

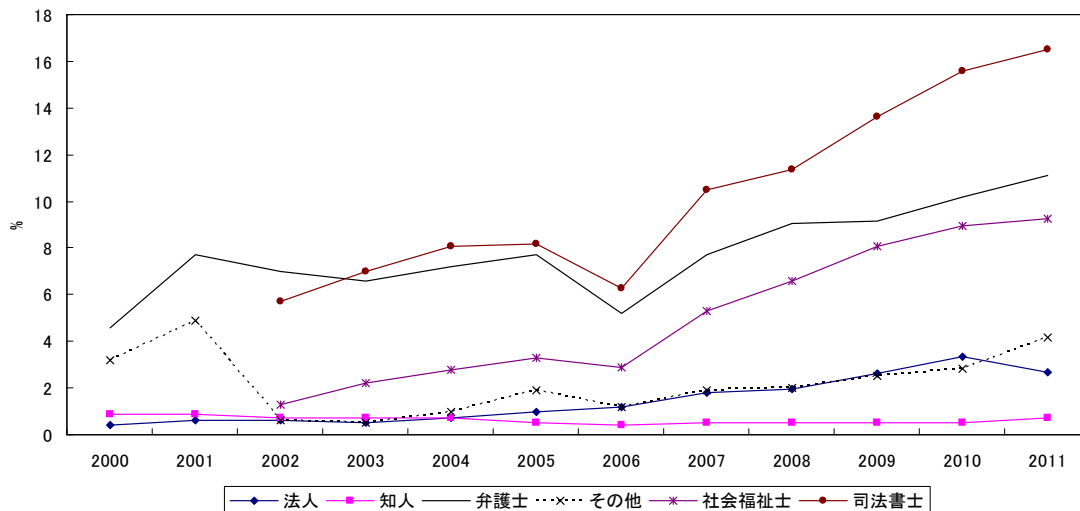
図表4 家族後見人の内訳の推移



注) 2006年、家族後見者のうち、親の割合が増加した理由としては2006年4月、「障害者自立支援法」が施行され、障がい者の福祉サービスも契約により利用するものとなったからである。

資料出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年度及び各年より作成

図表 5 第三者後見人の内訳の推移



資料出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年度及び各年より作成

日本の事例からも分かるように今後韓国で成年後見制度が導入されると、第三者後見人の役割はますます大きくなることが予想される。今後家族後見人のみならず第三者後見人を選任しやすい制度の整備が必要であるだろう。

3 | 市民後見人の養成と活用

今までは家族後見人や弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者後見人が成年後見人の受け皿となってきたが、今後は高齢化の進化などにより成年後見制度を利用する人はさらに増加することが予想される。日本における成年後見人の申立件数は 2000 年の 9,007 件から 2011 年には 263,285 件に 11 年間に 29.2 倍も増加した。特に 2006 年は「障害者自立支援法」の施行により後見人数が大きく増加した。すなわち、2006 年 4 月から「障害者自立支援法」が施行され、知的障がい者・精神障がい者などに対する福祉サービスが行政措置の方式から自立の選択に基づき契約する方式に移行されたことが同年の大幅の増加の要因となった¹²。成年後見人には、身上配慮義務¹³もあり、弁護士等が、一定件数以上の成年後見人業務を担当することは難しい。そこで、増大する後見人需要への対策として各地方自治体は市民後見人の養成に動き出した。

大学や地方自治体を中心に実施されている「市民後見人養成プログラム」は、専門後見人の役割を補助する受け皿として期待されている。以前に実施された代表的な市民後見人養成講座としては東京大学が 2009 年 3 月から 2010 年 7 月まで実施した「市民後見人養成講座」が挙げられる。本講座は、成年後見を市民の身近なものにすることを目指し 3 回に渡り、毎回 128 時間の市民後見人養成講座を実施した。実施の結果、全国 27 の都道府県から受講した 1,400 人の中高年層のうち、811 名に対し、

¹²平山 馨(2009)「家庭裁判所における成年後見制度の運用の実情」『成年後見』No31.73 頁

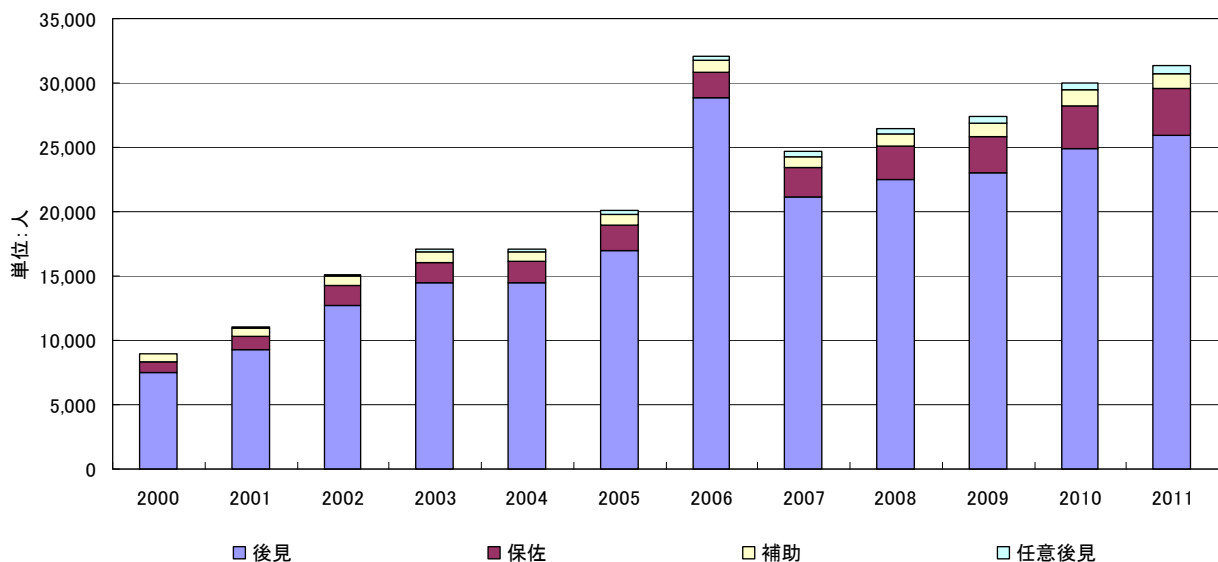
¹³「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」民法第 858 条

市民後見人としての素養を認める履修証明書（学校教育法 105 条）を付与している。また NPO 法人や地方自治体の方でも市民後見人養成講座を開設し、市民後見人の養成に力を入れている。

市民後見人が後見事務を担当することに対しては「法的な資格がない他人に財産管理を任せるとトラブルが起こりうる」という不安の声が出ている。また、市民後見人の場合も後見人として担うべき責任感に負担を感じ、積極的に後見人としての業務を受け入れない。

従って、このような問題を解決するためには専門後見人と市民後見人の役割分担を明確にすることが必要である。すなわち、市民後見人には専門的な知識を必要としない手続きや買い物の手伝いなどの簡単な実務を担当させる一方、専門後見人には法律などの専門的な知識を要求する事務を担当させると、市民後見人の後見に対する責任感の負担は減少し、専門後見人の業務量を減らすことも可能であるだろう。

図表 6 成年後見人等の申立件数



資料出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年度及び各年より作成

4 | 介護保険制度や民間保険制度の利用

日本で成年後見制度を利用するためには申し立て費用(図表 7)や切手代、登記費用や鑑定費用、そして後見人への報酬支払が必要である。鑑定費用の構成比は 2006 年までには「5 万円超え 10 万円以下」とであると回答した回答者が全体の 5 割を超え最も高かったが、2007 年以降からは「5 万円以下」の割合が最も高く、2011 年には全体の 68.3%を占めている(図表 8)。

後見人の報酬は、家庭裁判所が後見人からの請求に応じて決め、本人の財産から支給することになっている。通常、管理する財産の額が多くなると報酬も多くなる。このような費用の発生は成年後見制度の利用を希望する人(特に低所得者)が成年後見制度を利用することを妨害する一つの要因になっている。

市町村は低所得者に対しては「成年後見制度利用支援事業」制度を運営し、費用を補助しているが、後見人の報酬まで補助している市町村は非常に少ないのが現実である。今後低所得者を含めて、成年

後見制度の利用を希望する人々のより積極的な利用のために介護保険制度の利用や成年後見制度のための民間保険の設立などが議論されるべきであろう。品川成年後見センターの斉藤氏は「成年後見制度を利用しようとする認知症高齢者や障がい者が皆経済的に豊かであるとは言えない。後見人の報酬が保険で賄われるような保険を作ればどうか。」と提案している¹⁴。

日本より公的所得保障制度が十分ではないと言える韓国においても、低所得者が成年後見制度を利用する時に日本と同じ問題が発生することが予想される。従って、低所得者など経済的弱者がより自由に成年後見制度が利用できるように「成年後見制度支援事業」のような支援策の導入を講じるべきであろう。

図表 7 日本における法定後見開始の審判の申立てに必要な費用(収入印紙)

後見開始の申し立て	
後見開始の申立て	800円
保佐開始の申し立て	
保佐開始の申立て	800円
保佐開始の申立て + 同意権追加付与の申立て	1,600円
保佐開始の申立て + 代理権付与の申立て	1,600円
保佐開始の申立て + 同意権追加付与の申立て + 代理権付与の申立て	2,400円
補助開始の申し立て	
補助開始の申立て + 同意権追加付与の申立て	1,600円
補助開始の申立て + 代理権付与の申立て	1,600円
補助開始の申立て + 同意権追加付与の申立て + 代理権付与の申立て	2,400円

(注 1) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙 800 円が必要になる。

(注 2) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりません。これらの申立てそれぞれにつき収入印紙 800 円が必要になる。

(注 3) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要である。これらを入手するための費用も別途かかる。

(注 4) 資力に乏しい人の場合、日本司法支援センター「法(ほう)テラス」が行う民事法律扶助による援助(申立代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合もある。

¹⁴ 2010年2月に品川成年後見センターにて実施したヒアリング調査の内容

図表 8 成年後見関係事件鑑定費用別割合の動向

	単位:%											
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
5万円以下	25.3	30	35.6	37.2	40.4	39.9	47.7	56.9	62.0	63.3	66.9	68.3
5万円超え10万円以下	64.5	62.6	60.3	60	56.8	58	50.6	41.6	36.4	34.9	31.9	30.6
10万円超え15万円以下	6.7	4.9	3.4	2.2	2.1	1.7	1.5	1.3	1.3	1.6	1.1	1.1
15万円超え20万円以下	2.3	2	0.6	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0
20万円超え	1.2	0.5	0.1	0.1	0.2	0.1	0.01	0.0	0.0	0.1	0	0.1

注)2000～2007:4月から翌年3月までの年度統計、
2008～2011:1月～12月までの暦年統計

資料出所)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年度及び各年より作成

5—終わりに

2013年7月からその施行が決まっている韓国の成年後見制度は、諸外国の制度を参考として制度の大枠を作ったが、制度を施行するための具体的な内容や成年後見制度の成功の鍵を握っているとも言える成年後見人の養成および供給体制に対する対策はまだ十分に整備されていない。従って、今から約1年間韓国政府は、成年後見制度を定着させるための関連法令の整備を急ぐ必要がある。

今までの経緯を見ると韓国の経済と同様に韓国の社会保障関連政策も「圧縮成長」をしているような気がする。予想もしなかった急速な高齢化や急変する社会環境に対応するための仕方がない選択だと理解しながらも、次々に導入される制度という波を国民や行政の担当者が熟知し、制度の趣旨通りに利用できるかどうか心配である。国民の必要に応じて導入が決まった成年後見制度が政権や為政者の業績作りだけに使われるのではなく、高齢者や知的障がい者の子供を育てる親達の希望の火種として有効に使われることを願うところである。